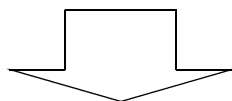


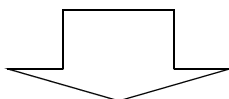
## 1 国の方針

| 災害時小児周産期リエゾン活動要領 [抜粋] |  |
|-----------------------|--|
| 第2 平常時の準備             |  |
| 1 運用に係る計画の策定          | (2) <u>都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの運用計画を策定するとともに、災害時小児周産期リエゾンの業務等について地域防災計画に明示する。</u>   |
| 2 任命及び協定              | (1) <u>都道府県は、災害時小児周産期リエゾンを任命し、その活動内容や身分保障等について協定を締結する。協定の締結に当たっては、災害時小児周産期リエゾンに地方公務員としての身分を付与することが望ましい。</u><br>(4) <u>都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの任命に当たり、災害時小児周産期リエゾン所属施設とも十分な協議を行い、必要な事項について災害時小児周産期リエゾン所属施設とも協定を締結する。</u> |
| 4 研修、訓練等の実施           | (2) <u>都道府県は、厚生労働省の実施する研修及び各都道府県が実施する研修、訓練等を通じて、災害時小児周産期リエゾンの養成並びに災害時小児周産期リエゾンの知識及び技能の向上に努める。</u>  |



## 2 本県におけるこれまでの取組

| 年度      | 内 容   |
|---------|---|
| 平成28年度～ | 国主催の災害時小児周産期リエゾン研修への派遣  |
| 令和3年度～  | 「鹿児島県災害時小児周産期リエゾン」の委嘱   |
| 令和4年度   | 鹿児島県災害時小児周産期リエゾンの運用に係る意見交換会の開催<br>・開催時期：令和4年7月，11月<br>・構 成 員：リエゾン，災害医療コーディネーター，看護師・助産師等<br>・協議内容：運用計画，訓練計画，養成計画 等 |



## 3 本日の協議事項

- (1) 鹿児島県災害時小児周産期リエゾン運用計画（案）
- (2) 鹿児島県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定（案）
- (3) 鹿児島県災害時小児周産期リエゾン訓練計画（案）
- (4) 鹿児島県災害時小児周産期リエゾン養成計画（案）

# 鹿児島県災害時小児周産期リエゾン運用計画（案）

## 第1 位置づけ

この計画は、鹿児島県災害時小児周産期リエゾン設置要綱に基づき、県子ども家庭課（以下、「県」という。）が設置した鹿児島県災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）に関し、基本的な事項について定める。

## 第2 参集基準等

### 1 参集基準

#### （1）本県が被災した場合

県は、原則として、災害対策本部くらし保健福祉対策部において保健医療調整本部（以下、「調整本部」という。）が設置された場合、鹿児島県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）との協議を踏まえ、必要と判断したときに、リエゾンに参集を要請する。

#### （2）他の都道府県が被災し、支援等の要請があった場合

県は、被災地のリエゾン等を介して、搬送受入や診療に係る医療従事者の支援等の要請があった場合には、コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断したときに、リエゾンに参集を要請する。

### 2 参集場所及び活動場所

#### （1）県内の場合

原則として、調整本部が設置される鹿児島県庁行政庁舎

#### （2）県外の場合

被災地に設置される調整本部等

### 3 参集順位

リエゾンの参集順位については、県が管理する名簿の中からリエゾン等と協議の上、別に定めるものとする。

なお、災害の規模、内容及びリエゾンの専門領域に応じて、複数のリエゾンに対して参集を要請できる。

### 4 勤務時間

リエゾンの勤務時間は、原則、最大10時間交代制とする。

### 第3 所属医療機関との派遣協定

県は、リエゾンの参集要請に当たり、活動内容や身分保障等についてリエゾンの所属機関と協定を締結する。

### 第4 活動内容

#### 1 県内における活動

##### ■ 平時

##### (1) 小児・周産期医療提供体制の構築

- ① リエゾンは、日常の業務を通じて、県内の関係機関との連携体制の構築に努めるとともに、必要に応じて関係機関の災害対策について助言を行う。
- ② リエゾンは、平時からリエゾングループ情報共有ツールや全国のリエゾンメーリングリスト等を活用し、災害時の連絡網を構築しておく。
- ③ 県は、本運用計画等について、災害医療関係者と協議の上、定期的に必要な見直しを行うとともに、リエゾンの活動に必要な体制を確保する。

##### (2) 研修，訓練等の実施

- ① 県は、厚生労働省の実施する研修及び県が実施する研修，訓練等を通じて、リエゾンの養成並びにリエゾンの知識及び技能の向上に努める。
- ② リエゾンは、県が実施する災害に関する研修，訓練（訓練の企画及び検証を含む。）に参加するとともに、円滑な実施に協力する。

##### ■ 発災時

##### (1) 初動

- ① リエゾンは、調整本部内でリエゾン活動の準備を進める。
- ② リエゾンは、PEACEやEMIS等を活用して、県内の分娩取扱医療機関（周産期母子医療センター等を含む。）、妊婦健診取扱医療機関，助産所，小児科を有する医療機関等（以下、「医療機関等」という。）の被災状況に関する情報を収集する。

##### 【調整本部において収集すべき情報】

- 医療機関等の被災状況及び復旧状況
- 医療機関等における保健医療ニーズ等
  - ・ 支援を要する妊産婦や子ども等の状況

- ・ 災害時に新たに必要となった保健医療ニーズ等（ライフライン、調整粉乳等、医薬品、医療機器、医療ガス等を含む。）
- 保健医療活動チームの活動状況
- その他、保健医療活動を効率的・効果的に行うために必要な情報（保育器を用いた搬送が可能な救急用の自動車、ヘリ等の情報を含む。）

## （２）組織体制の構築

- ① リエゾンは、県が、調整本部に参画することが望ましいと考えられる関係者や関係機関等について検討するに当たり、コーディネーターとともに、助言を行う。
- ② リエゾンは、調整本部において、時間の経過に伴う保健医療ニーズの変化等について、保健所、市町村、保健医療活動チーム、その他の保健医療活動に係る関係機関と情報共有を行うに当たり、コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

## （３）情報の分析と対応策の立案

- ① リエゾンは、必要に応じて、調整本部に参集していないリエゾンから、被災地における情報収集を行い、調整本部で共有するものとする。
- ② リエゾンは、日本産科婦人科学会等からの情報、調整本部が収集した県内の情報を基に、コーディネーターの総合的な指示の下、小児・周産期医療に関する支援策の立案、県内での妊産婦・新生児・子どもの医療機関への受入・搬送調整を行う。

※ 調整本部は、リエゾンが日本産科婦人科学会や新生児医療連絡会等との調整結果をもとに立案した支援策や県外受入等の支援要請を、状況に応じて国又は他の都道府県に要請する。

## （４）派遣等の調整

- ① リエゾンは、県内で受入が困難な妊産婦や子ども等については、他県のリエゾン等を通じて、県外での受入医療機関の確保を行う。
- ② リエゾンは、妊産婦や子ども等の搬送について、地域医療搬送や広域医療搬送の要否、緊急度、搬送先、搬送手段等の情報を収集又は整理するに当たり、コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。
- ③ リエゾンは、県外へ妊産婦等を搬送するに当たり、必要に応じて搬送先都道府県のリエゾン等と連携を図る。

## （５）記録の作成・保存・共有

- ① リエゾンは、立案した支援策を、コーディネーターや関係機関に速やかに報告する。

- ② リエゾンは、自身の活動について、時間経過に沿った記録を作成及び保存し、調整本部に報告する。

## (6) 被災地域の状況の変化に応じた支援活動

- ① リエゾンは、日本産科婦人科学会等からの支援が決まった場合は、医療ニーズとのマッチングを行った上で、調整本部等と支援を受け入れるための調整を行う。
- ② リエゾンは、コーディネーター及び関係機関と小児・周産期医療支援に関する情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者と協議し、実施する。
- ③ 県は、リエゾンの健康管理に留意し、リエゾンが業務を交代できる体制を確保する。
- ④ 県は、リエゾンが他のリエゾンへ業務を引き継ぐに当たり、引継に十分な期間を確保し、調整本部の活動が円滑に継続されるよう努める。

## (7) 活動の縮小および終了

- ① リエゾンは、県内の医療機関等の復旧状況を踏まえ、保健医療活動チームの段階的な活動縮小及び活動終了について検討するに当たり、コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。
- ② 県は、小児・周産期医療提供体制等の確保に係る業務を、県の職員等により実施することが可能と判断する時点の一つの目安として、リエゾンの活動の終了を決定する。
- ③ 県は、リエゾンの活動とコーディネーターの活動を同時に終了させる必要はなく、それぞれの役割を踏まえて、適切な時期に活動の終了を決定する。

## 2 県外における活動

リエゾンが他都道府県からの要請に応じて参集する場合は、被災地におけるリエゾンの受入に係る体制の中で活動するものとする。

### 第5 養成方針

南海トラフ地震のような大規模な災害に対する備えが必要であることから、小児科・産科医療圏毎に各領域のリエゾン（産科医，小児科医，新生児科医，看護師・助産師等）を最低1人ずつ配置していくこととする。

## 鹿児島県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定（案）

鹿児島県（以下「甲」という。）と〇〇病院（以下「乙」という。）とは、鹿児島県災害時小児周産期リエゾン運用計画に基づく鹿児島県災害時小児周産期リエゾン（以下、リエゾンという。）の派遣について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、鹿児島県内外で災害が発生した場合に、甲からの要請に応じ、乙が行う医師等の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、原則として、県保健医療調整本部が設置された場合であって、災害医療コーディネーター（以下、コーディネーターという。）との協議を踏まえ、必要と判断したときに、乙にリエゾンの派遣を要請するものとする。

2 甲は、被災した他の都道府県のリエゾン等を介して、搬送受入や診療に係る医療従事者の支援等の求めがあった場合であって、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断したときに、乙にリエゾンの派遣を要請するものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受け、リエゾンの派遣が可能と判断したときは、リエゾンを派遣するものとする。

### （業務内容）

第3条 乙が派遣するリエゾンは、甲が指定した場所に出務し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害時小児・周産期医療対策に対する医療の専門的見地からの助言
- (2) 被災地等における小児・周産期医療ニーズの情報収集と発信
- (3) 小児・周産期患者の搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言及び調整
- (4) 被災地等への人的支援・物的支援の調整
- (5) 避難所における小児及び妊産婦への情報提供及び評価
- (6) その他、災害時の小児・周産期医療に関し必要な事項

2 リエゾンは、乙の職員の身分をもって前項各号に掲げる業務に従事するものとする。

### （指揮命令）

第4条 前条第1項各号に掲げる業務に従事するリエゾンに対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

### （実費弁償等）

第5条 甲の要請に基づき、乙がリエゾンを派遣した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣に要する経費
- (2) 業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(平常時の協力)

第6条 乙は、平常時に、リエゾンが災害に関する研修、訓練等に参加できるよう協力するものとする。

(傷害保険の加入)

第7条 甲は、乙が派遣したリエゾンが第3条に規定する業務に従事したことに伴う事故に対応するため、傷害保険に加入するものとする。

(定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了日の日から起算して1年間この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県知事 塩田 康一

乙 ○○病院 院長 △△ △△

## 鹿児島県災害時小児周産期リエゾン訓練計画（案）

### 1 周産期・小児医療従事者向け研修会の開催

|         |   |
|---------|---|
| 目的・内容   | EMIS（厚生労働省作成：広域災害救急医療情報システム）・PEACE（日本産科婦人科学会作成：大規模災害対策情報システム）入力的重要性や災害時小児周産期リエゾンの役割等について周知する。 |
| 対象者     | 周産期・小児医療従事者   |
| 回数・開催時期 | 年1回程度，5月中旬～6月下旬（予定）   |

### 2 フォローアップ訓練の実施

|         |  |
|---------|--|
| 目的・内容   | 災害時小児周産期リエゾンの災害医療に関する知識の定着を図るとともに，発災時を想定した演習を行うことで実践力を身につける。 |
| 対象者     | 災害時小児周産期リエゾン   |
| 回数・開催時期 | 年1回程度，5月中旬～6月下旬（予定）  |

### 3 PEACE入力訓練の実施

|         |  |
|---------|--|
| 目的・内容   | 発災時の入力率向上と効率的な運用につなげるため，PEACEの入力訓練を実施する。 |
| 対象者     | 災害時小児周産期リエゾン及び分娩取扱医療機関                   |
| 回数・開催時期 | 年1回程度，12月～1月下旬（予定）                       |

### 4 県総合防災訓練及び九州・沖縄ブロックDMAT実動訓練への参加

|         |  |
|---------|--|
| 目的・内容   | 災害時小児周産期リエゾンの知識及び技能向上を図るとともに，災害医療従事者間の連携体制を構築するため，県総合防災訓練等に参加する。 |
| 対象者     | 災害時小児周産期リエゾン   |
| 回数・開催時期 | 年1回程度<br>県総合防災訓練：5月末，九州・沖縄ブロックDMAT実動訓練：未定                        |

### ※ 今後の検討事項

|         |   |
|---------|---|
| 目的・内容   | 国の養成研修への参加に加え，地域の災害時小児周産期リエゾンを養成するため，県独自の養成研修の実施について検討する。 |
| 対象者     | 周産期・小児医療従事者   |
| 回数・開催時期 | 令和6年度以降（予定）   |



## 鹿児島県災害時小児周産期リエゾン養成計画（案）

### 国養成研修受講者計画（案）

| 年度         | R 5           | R 6        | R 7   | R 8    | R 9   |
|------------|---------------|------------|-------|--------|-------|
| 医療圏<br>・分野 | 始良・伊佐<br>小児科医 | 大隅<br>小児科医 | 産婦人科医 | 小児科医   | 産婦人科医 |
|            | コメディカル        | コメディカル     | 新生児科医 | コメディカル | 新生児科医 |

- ・ 地域バランスを考慮しながら受講者を決定する。
- ・ R 5～6は、始良・伊佐／大隅医療圏の小児科医及びコメディカルが現在いないことを考慮。
- ・ 国養成研修の他に、県独自の養成研修等を検討予定。

### （参考）現在のリエゾン配置

| 小児科・産科医療圏  | 産科・<br>新生児科 | 小児科 | コメディカル | 計  |
|------------|-------------|-----|--------|----|
| 薩摩（鹿児島，南薩） | 7           | 4   | 0      | 11 |
| 北薩（川薩，出水）  | 1           | 1   | 0      | 2  |
| 始良・伊佐      | 0           | 0   | 0      | 0  |
| 大隅（曾於・肝属）  | 1           | 0   | 0      | 1  |
| 熊毛         | 0           | 0   | 0      | 0  |
| 奄美         | 1           | 1   | 0      | 2  |
| 計          | 10          | 6   | 0      | 16 |